

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第 111 号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (19) (略) (20) 信託財産を構成する資産の内容 a～f (略) g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、事業等のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状態及び経営成績の分析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25) から(39) までに準じて記載すること。 h～k (略) (21) ～ (44) (略)</p> | <p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (19) (略) (20) 信託財産を構成する資産の内容 a～f (略) g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、対処すべき課題、事業等のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状態及び経営成績の分析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25) から(39) までに準じて記載すること。 h～k (略) (21) ～ (44) (略)</p> |